



激動期のわが国企業会計

制度調査部 吉川 満
吉井 一洋

米国、IASBの動向とわが国会計基準の行方

【要約】

会計基準はわが国のみならず、米国、IASBにおいても激動の時期にある。

本稿では、エンロン以降の米国の動向、IASBが最近定めたIFRS(国際財務報告基準)の概要を紹介し、さらにわが国が今後目指すべき方向性について述べる。

1. 米国FASBの動向

会計・ディスクロージャー制度は、資本市場の根幹をなすものである。投資家が自己の責任で証券投資を行うためには、投資対象企業の情報が公正・妥当な会計基準に準拠して作成された財務諸表に基づき、適切に開示されている必要がある。それだけに、2001年12月に起こったエンロン事件が米国社会に与えた衝撃は深刻なものであり、米国では、官民ともにすばやく対応した。サーベインズ・オクスリー法により、会計・ディスクロージャーや監査などの仕組みが改正されただけでなく、会計基準についても、大きな見直しが行われてきた。米国においては、IFRS(国際財務報告基準 - 旧国際会計基準)への対応以上に、エンロン事件の再発を防ぐための会計基準見直しが大きかったと思えるほどである。

個別の会計基準・指針の見直しによる対応

米国では、会計基準をFASB(財務会計基準審議会)という民間・常設の機関が設定している。わが国の会計基準設定主体である財務会計基準機構(及び企業会計基準委員会)も、FASBに倣って設立された。エンロンが、SPE(特別目的事業体)や債務保証などを活用して粉飾決算を行っていたことから、FASBは、まず、これらの会計処理の見直しを図った。

米国の連結会計基準では、わが国や欧州の会計基準、IFRSと異なり、実質支配力基準を導入しておらず、議決権の過半数を保有しているか否かに基づき連結対象を判定している。FASBでは実質支配力基準の導入を検討し続けているが実現に至っていない。SPEをどのような場合に連結対象とするかに関しても、基準には定めがなく、解釈指針等で対応していた。この解釈指針のQ&Aで、資産の3%以上の持分を外部の投資家に保有してもらえば、SPEを連結しなくてよいとされていたことから、エンロンはこれを悪用し、SPEに損失を押し付けた上で、連結対象から除外していたとされている。そこで、FASBは、2003年1月に経済的な実質に応じてSPEを連結対象とするか否かを判定する新しい解釈指針を公表した。新指針では、SPEに代わりVIE(変動持分事業体)という新しい概念を導入している。出資額が不十分(最低10%だが10%以上でも不十分な場合がある)あるい

は、出資者が財務的に支配していないVIEは、その変動持分(VI)の過半を保有している企業が連結する。VIとは、VIEのリスクと経済的便益を生み出す持分であり、劣後受益権、劣後債を始め、様々な形態をとる。FASBはその後も解釈指針の見直しを継続的に行っており、形式的な解釈に基づくSPEの連結は必ずしも行われぬよう対応している。

エンロン事件では、SPEに対しエンロン本体が債務保証を行っていたとされている。そこでFASBは、債務保証の会計処理・開示についても2002年11月に新しい解釈指針を定めた。この指針では、債務保証を確定的な用意義務(保証を履行しなければならなくなった時に、履行できるように用意しておく義務)と偶発的な義務(保証を履行しなければならなくなった時に弁済する義務)に区分し、前者の部分は保証開始時点で時価(公正価値)に基づき負債計上することとしている。保証開始時点で弁済しなければならない可能性が高い場合は、偶発的な義務についても、将来損失額を見積もり、用意義務の時価と将来損失の多い金額を負債計上することとしている。さらに、債務保証者の開示についても整備している。

エンロンを始め、ワールドコム、タイコなど、不正会計が問題となった企業において、経営者が多額のストック・オプションの付与を受けており、社会問題となった。にもかかわらず、現行の会計基準では、米国のストック・オプションの付与時の公正価値を費用計上する方法と、費用計上せず注記に留める方法の選択制となっており、大多数の企業はストック・オプションを費用計上していない。そこで、FASBはストック・オプションの会計基準の見直しにも着手し、2004年3月に、ストック・オプションの付与時の公正価値を費用計上するよう義務づける会計基準の公開草案を公表した。現在、これに反対するハイテク企業が議会を動かし、下院では、費用計上を実質的に否定する法案が可決された。しかし、上院では反対が強く、法案は廃案となる可能性が高い。

その他、米国では、EBIT(利払い・税引前の利益)、EBITDA(利払い・減価償却・税引前の利益)など、正規の会計基準に基づかない利益が決算発表において乱用されてきたが、SECは2003年3月28日以後、これを制限することとした。

形式主義から原則主義への回帰

上記のような個別対応だけではなく、米国では会計基準の根本的な改革にも着手している。一つは、原則主義への回帰である。米国の会計基準や実務指針等は、量も多く、詳細で複雑であるため、企業は各会計基準等を設定した本来の趣旨を考慮せず、実務指針等の細則を形式的にクリアーさえすればよいとの考えに基づき会計処理を行うようになった。エンロンのSPEの事例は、この形式主義に基づく弊害の最たるものであった。そこで、サーベインズ・オクスリー法では、原則主義を採用する可能性について検討するようSECに求め、SECは2003年7月25日に報告書を公表した。報告書では「目的志向型会計」に移行することを提案している。目的志向型会計の特徴は、次のページ表1のとおりである。FASBは、これに対し、目的志向型の会計基準設定を目指すこと、そのために「概念フレームワーク」の矛盾を取り除くこと、会計基準の実務指針の一部を公認会計士協会が作成していた点を改め、米国の会計基準・指針の設定はFASBのみが行うこと、原則主義をとるIASB(国際会計基準審議会)とすりあわせを図ることなどを、2004年7月に回答している。

表1 目的志向型会計の特徴

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇財務諸表作成者と監査人は会計基準に明記された目的を達成しなければならない。 ◇各会計基準は概念フレームワーク※に一致するよう設定される。 ◇会計処理の例外を設けない。 ◇パーセンテージ・テスト等(いわゆる数値基準)の廃止 ◇詳細な実務指針を必要とする取引とそうでない取引を明確に区別する。 |
|---|

※資産・負債・資本、収益・費用など基本的な概念を定める基準書

包括的な収益認識基準

もう一つの重要な改革は、「収益認識(収益をいつの時点で、いくらで計上するか)」に関する包括的な基準の設定である。米国では「収益認識」の包括的な会計基準がなく、エンロン事件後も、収益の早期・架空計上による不正会計が数多く見られた。そこで、FASBは、2002年6月からIASBと合同でプロジェクトを設け、検討を開始している。これは前述した「概念フレームワーク」の見直しとも密接に関わっている。米国の概念フレームワークでは、収益を資産の増加又は負債の減少により生じるとする(資産・負債アプローチ)一方で、収益は実現したか又は実現可能であり、かつ、獲得された場合に認識するとしており(実現・獲得アプローチ)、その矛盾が指摘されている。実現・獲得アプローチでは、収益は、いつ実現させるかという経営者の意図に左右される。プロジェクトでは経営者の意図を排除するため、資産・負債アプローチの採用を目指している。資産や負債をその取得時・発生時に時価(公正価値)で認識^注し、取得した資産が発生した負債を超える部分を収益として認識するなどにより、経営者の意図による操作の余地を減らすことを検討している。

(注)FASBでは、金融商品の時価会計導入以降、時価(公正価値)を取り入れた会計基準の設定が目立っており、2004年6月には時価(公正価値)の定義や測定方法を定めた基準案が公表されている。ただし、収益認識取引、株式報酬、リース、棚卸資産、減損貸付金などは対象外とされている。

2. 国際会計基準の現状(I F R S を中心に)

IASB(国際会計基準審議会)は、IASCが過去に作成した34本の基準(I A S)に加え、5つのIFRS(国際財務報告基準)を完成させている。このうち、IFRS1号は、2005年からのEUでの導入に備え、IFRS(及びIAS)を導入する際の初年度の適用方法について定めている。その他のIFRSの概要は、次のとおりである。

IFRS2号「株式報酬」

IFRS2号「株式報酬」は、2004年2月19日に公表された。これまで、国際会計基準(I A S)にはストック・オプション等の会計処理を直接的に取り扱ったものはなく、IAS19号「従業員給付」の中で開示規定を設けているにすぎなかった。そこで、国際会計基準委員会(I A S C)が2000年7月よりストック・オプション等の会計処理について討議を進めてきた。

IFRS2号は、従業員に付与するストック・オプション等について費用計上を義務付けている。費用計上額は、ストック・オプション等の付与時の公正価値となる。ストック・オプション等の場合、オプション・プライシング・モデルを用いて公正価値を測定することとなる。費用の相手勘定は、ストック・オプションなどの持分決済型制度の場合は資本となる。ストック・オプションの条件変更(権利行使価格の引下げ、制度の中止など)を行った場合には、追加的な費用を認識しなければな

らない。

なお、IFRS2号では株式報酬制度全般を対象としているため、ストック・オプションなどの「持分決済型制度」だけでなく、株価を基礎に現金が支払われる株式増価受益権(SAR)などの「現金決済型制度」や「決済方式選択型制度」も対象となる。

IFRS3号「企業結合」

企業結合会計プロジェクトでは、IASBの前身団体である国際会計基準委員会（IASB）から引き継がれたものであり、2004年3月31日に新基準IFRS3号(同時にIAS36号「資産の減損」及びIAS38号「無形資産」も改正)が公表された。

企業結合プロジェクトは、フェーズ1とフェーズ2の2つから構成されており、2004年3月に公表されたIFRS3号は、「企業結合の定義」、「企業結合の適切な会計処理」、「企業結合時におけるのれん及び無形資産の会計処理」、「リストラ引当金の取扱い」などを対象としたフェーズ1の検討内容をまとめたものである。

新基準は米国基準とほぼ同じ内容となっている。特徴は2点ある。

1点目は企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化したことである。IAS22号では一定の条件を満たす場合には、持分プーリング法の適用も許容されていたが、IFRS3号では持分プーリング法の適用は禁止された。買収企業が取得に要した対価は、被買収企業から受け入れた資産・負債に配分するが、買収対価と資産・負債への配分額の合計との差額は「のれん」として認識される。

2点目は「のれん」の償却を行わないこととした点である。IAS22号ではのれんが発生した場合には20年以内での償却を行うこととされていたが、IFRS3号では償却は行わない代わりに、減損テストの対象となり、価値が著しく低下している場合には損失として計上する。

その他、企業結合に起因する被買収企業(又は買収企業)のリストラのために発生すると見込まれるコストは、企業結合後の費用として処理しなければならない。つまり、IAS22号で認められていたリストラ引当金の認識が認められなくなったものである(ただし、被買収企業が企業結合以前に既に計上していたリストラ引当金は除く)。

なお、「ジョイント・ベンチャーを形成する企業結合に関する会計処理」、「共通支配下にある企業同士の企業結合に関する会計処理」、「パーチェス法適用時の問題点」などを検討対象とするフェーズ2は、現在も検討が続けられている。

IFRS4号「保険契約」

IFRS4号「保険契約」は、2004年3月31日に公表された。これまで、保険契約を対象とする国際会計基準はなく、また、保険業の会計実務は世界各国でそれぞれ異なる処理が行われていることから、それらの収斂を目的とするプロジェクトによりとりまとめられた。当初は保険契約に係る負債に時価評価を導入する方向で検討が行われてきた。しかし、多くの反対意見が寄せられたことやEUでのIFRS導入が間近に迫ったことから、IASBではプロジェクトをフェーズ1とフェーズ2に分け検討することとした。IFRS4号は、このフェーズ1での検討結果である。「保険契約」の範囲を定め、保険契約に該当した場合は、各国の会計基準を適用できることとしている。ただし、保険負債が過小に計上されないように、負債充分性テストを導入し、保険負債に不足額があれば、不足額を損益計上することとしている。なお、フェーズ2については、今後、本格的に検討を開始する。

IFRS5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」

2004年3月31日に公表された。売却予定の資産のうち、一定の要件を満たすものは、帳簿価額と正味売却価額(売却費用控除後の時価)のいずれか低い額で評価することとしている。

その他

金融商品については、米国の有価証券やデリバティブ等の会計基準と同様に、時価評価をベースとする会計基準が定められている。しかし、EUの金融機関から、デリバティブのヘッジ会計の適用

基準を緩和するよう要請があり、ポートフォリオ・ヘッジを認める会計基準を新たに定めた。しかし、EU 側はこれでは不十分と考えており、現在、さらに調整が図られている。

その他、重要なプロジェクトとしては「業績報告プロジェクト」がある。どのような利益を財務諸表で表示するか、「当期純利益」に有価証券の時価の変動などを加えた「包括利益のみ」を表示するか、それとも「当期純利益」を残し、「包括利益」と両方を表示するかなど、財務諸表の根幹に関わる事項が検討される。IASB と米国の FASB の共同プロジェクトだが、わが国の ASBJ も検討に加わる予定である。

3 . 国際的な文脈の中におけるわが国会計基準

2000 年 3 月期に新連結会計、税効果会計等が導入されてから、時価会計の導入（2000 年 9 月中間期）、減損会計の導入（2004 年 3 月期から早期適用開始）、さらには企業結合会計基準の発表（2005 年 10 月）と、わが国の会計基準はまさに激動の時期をたどってきた。この多大な努力の結果、わが国会計基準はようやく国際会計基準、米国会計基準に比較しても遜色ないものとなってきた。企業会計基準委員会は今なお、企業結合会計基準の適用指針ならびに事業分離会計・適用指針を開発中であるが、この作業が終わればわが国企業会計は、ある意味でキャッチアップの段階が終わる。

ともあれ、会計基準はいまだ激動の渦中にある。第一に、EU の国際会計基準採用に伴う、いわゆる「企業会計の 2005 年問題」がある。EU は国際会計基準を採用し、域内企業は 2005 年から、域外企業も 2007 年（度）からは国際会計基準に基づく財務諸表でなければ EU 域内では使用できなくなる。EU がわが国の会計基準を国際会計基準と同質と認めれば、例外としてわが国会計基準の EU 域内使用が認められるが、果たしてわが国会計基準は国際会計基準と同質と認定されるのだろうか？ 認定されるためにはどうすればよいのだろうか。思うに、この点に関してはウルトラ C はない。国際的な会計基準の統合・収斂の動きの中で、自国の主張を掲げつつも、統合・収斂に向けて責任ある勤めを果たしていくしかない。秋以降、わが国の企業会計基準委員会は IASB と会計基準の統合のための共同作業に入ると思われるが、このような場できちんと共同作業を行い、共通の成果を挙げて国際的にアピールして行くしかない。IASB と FASB は近く会計基準の基礎となる考え方を纏めた「概念フレームワーク」の収斂作業を始めるが、わが国の考え方を明確に主張して行く事も、わが国に対する理解を深めることになるかもしれない。

第二に、今後はキャッチアップではなく IASB や FASB と同じ地点に立って新しい会計基準を開発して行く必要も増えるだろう。ある意味ではストック・オプションの会計基準の開発も、すでにその域に入っているといえるかもしれない。エンロン事件に直面して、IASB は新しい会計基準を作ったし、米国も FASB が公開草案を発表した。その後、米国では議論百出といったところで結果としてどうまとまるか予断を許さないが、わが国はすでに同じ地点で会計基準の開発を行っているとも言える。それだけに、これまで以上に IASB や FASB との距離を測りながら、国際的にも理解される会計基準を打ち出して行く必要がある。